

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (事務) 第 25 条 各委員会及び相談室に関する事務は、<u>総務部人事労務課</u> 及び学務部学生総合支援課において処理する。</p>	<p>本則 (事務) 第 25 条 各委員会及び相談室に関する事務は、<u>総務部人事課</u>及び 学務部学生総合支援課において処理する。</p>	

附 則(平成 28 年 10 月 14 日規程第 31 号)

この規程は、平成 28 年 月 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。